

さ情審査答申第220号
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年3月8日付けで貴職から受けた、「観光国際課が保有する無料SIMカード配布に関する行政情報（購入枚数がわかるもの。配布数、配布数量及び返却数量がわかるもの。余ったSIMカードの数量がわかるもの。）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年1月29日付け経商観第3523号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件不開示情報のSIMカードの配布依頼枚数及び配付施設等（公的機関を除）について開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によれば以下のとおりである。

- (1) 本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない。
- (2) 配布依頼枚数、配布施設等（公的機関を除）について開示することを求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 SIMカードの配布及び不開示部分について

- (1) 本件開示請求に係るSIMカードの配布は、国の交付金を活用し、外国人観光客誘致のため、観光PR及び外国人観光客受入環境の整備を行う「外国人観光客誘致おもてなし事業」の一環として行ったもので、外国人旅行者のインターネット接続環境の向上のため、平成27年7月10日から10月末日まで配布を行った。
- (2) SIMカードの配布にあたっては、宿泊施設やイベント事務局等に協力を依頼し、配布の結果として「SIMカード管理簿」を作成、提出していただいた。それを基に、実施機関において、「SIMカード集計表」及び「SIM番号管理表」を作成し、SIMカードの配布枚数及び残数の管理を行った。開示請求のあった行政情報のうち、SIMカードの依頼枚数、配布枚数は開示とするが、公的機関以外の個々の施設名等については、不開示とした。

2 不開示とした理由について

- (1) 実施機関としては、配布結果が、顧客が宿泊施設を選択する際などに、本来の各施設の特色や企業努力以外での判断材料の1つになり得ることにより、評価に影響し、競争上の地位等その他正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当するものと判断し、開示はしないものとした。
- (2) また、「さいたま市外国人観光客誘致おもてなし事業」への協力を宿泊施設等に依頼した文書において、配布依頼枚数を不開示とした理由としては、これを開示とすることにより、「SIMカード集計表」等の個々の配布施設が推測されてしまうことによるものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年1月14日に開示請求をした「観光国際課が保有する無料SIMカード配布に関する行政情報（購入枚数がわかるもの。配布先、配布数量及び返却数量がわかるもの。余ったSIMカードの数量がわかるもの。）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、支出負担行為伺書（物品等・購入伺）外16件を特定し、そのうち6件の一部を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は配布依頼枚数、配布施設等（公的機関を除）につ

いて開示することを求める本件異議申し立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人は、配布依頼先への配布依頼枚数の一部について不開示とされた行政情報、及びSIMカード集計表等に記載のある配布施設等の一部について不開示とされた行政情報について開示を求めている。

これに対して、実施機関は配布依頼先への配布依頼枚数、及び配布施設等とその配布施設等への依頼枚数、回収数、残数を開示することにより、顧客として外国人観光客が宿泊施設を選択する際に本来の各施設の特色や企業努力以外での判断材料の一つになり得ることにより、評価に影響し、競争上の地位等その他正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると判断し不開示としたものである。

条例第7条第3号アの適用による行政情報の不開示に当たっては、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについて、開示した場合と不開示にした場合のそれぞれの影響を比較衡量することが求められる。

これについて考察すると、異議申立人が異議申立てによって開示を求めた行政情報の開示によって配布施設等における配布枚数実績が明らかになるが、反面、それが配布施設等の評価につながり、現実に社会的、経済的に実質的な損害を被るおそれがあることは否定できない。こうしたとき、行政情報の不開示による配布施設等の権利利益を守ることは重要であると思料する。

3 以上の次第であるから、本審査会は、本件審査請求に理由がないことを認め、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月 8日	諮問の受理（諮問第419号）
②	平成28年 3月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 5月19日	審議
④	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 8月 4日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)